

2025 (R7) 年2月3日 (月)

山口県弁護士会所属 登録番号37149

ひよりやまNo.33

弁護士 前田 将志

山口県下関市丸山町三丁目2番1号 吉岡ビル2B TEL 083-242-5894 FAX 083-242-5895



昨日12月、柳瀬和子先生ご一門の「箏曲地歌演奏会」へ出掛けました。箏(琴)、三絃(三味線)、尺八、地歌の演奏会です。目の前で演奏される和楽器の音をじっくりと聴いたのは初めてです。

私の抱く琴のイメージはおしとやかに指先で弾くというものでしたが、演奏会では両手を広げて180センチを超える大きな琴をダイナミックに弾き鳴らしており、その美しさ、迫力に圧倒されました。

琴は右手で弦を弾いて音を出し、左手で音程を調節したり余韻に変化をつけたりできるそうです。1面(張り)でも和音をつくることができ、2面、3面……多くの琴の合奏となると、会場は優しくも華麗な音色に包まれます。

Wikipediaによれば、『琴』という言葉は、もともとは弦楽器全般を総称する言葉だったということです。その起源は古く奈良時代に由来し、「源氏物語」では琵琶など全ての撥弦楽器(弦をはじいて音を出す楽器のことです)を意味する言葉として用いられています。明治時代に西洋楽器が入ってきた際には、ピアノは「洋琴」、オルガンは「風琴」、アコーディオンは「手風琴」、オルゴールは「自鳴琴」、ヴァイオリンは「提琴」などと呼ばれていたようです。レトロ感があって面白いですね。

— 交通事故 —

レッドブックによらずに 車両価格を評価した事例

交通事故による損害賠償請求の事例です。

こちらの自動車の初度登録が平成20年であったことから、保険会社は「車両価格は14万円程度であり、修理費用の60万円は支払えない」と争いになりましたが、民事訴訟を提起した上で、修理費用60万円を賠償責任とする旨の和解が成立しました。

- 交通事故の事案においては、修理費用が車両価格を超える場合、経済的全損として評価され、事故前の車両価格の限度でしか損害賠償請求ができないとされます(最判昭和49年4月15日)。そしてこの車両価格について、保険会社はいわゆる「レッドブック」等を利用して評価することが一般です。レッドブックとは有限会社オートガイド発行の『自動車価格月報』のことです。
- もっとも、本件のような10年以上前の古い車両の場合は現時点のレッドブックに掲載されていないことがあります。本件でも保険会社側は、レッドブックに掲載されていないことから、慣例を踏まえ、発売当時の新車価格の1割を基準にすべきと主張しました。
- しかし、本件で、依頼者は2年前に中古車で購入したばかりであり、そのときの売買価格は90万円を超えていました。また、同一条件の自動車について数十台程度を調べたところ、その平均価格は80万円程度であると確認できました。それゆえ、本件では、実務の慣例に依拠した算定は明らかに実態に沿わないケースだったといえます。
- このようなケースであっても、保険会社等がレッドブックや慣例に依拠して、示談を求めるることは少なくないと感じます。提案内容に疑問を感じた際には一度立ち止まって考えることも必要だと思われます。

